



『周書秘奥營造宅経』 訳注II

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-10-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 水野, 杏紀, 平木, 康平 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00004400

『周書秘奥營造宅経』 訳注Ⅱ

水野杏紀
平木康平

はじめに

『周書秘奥營造宅経』は、明刻本『居家必用事類全集』「丁集・宅舎」に収録されており、おもに宅地や居室に関する種々の吉凶判断が記されている。その前半は、宅地周辺の地勢や環境（道路、河川、樹木）による吉凶、宅地における居室の配置などにもとづく吉凶、居室の造営や構造（梁、棟など）による吉凶、宅地の周囲に植栽すべき植物とその配置による吉凶、あるいは家屋造営における柱・梁・棟木、簷などの用い方による吉凶、居室内の環境や家具配置などによる吉凶などの占断が記されている。後半は、樓や廳堂、庭軒、房室、門戸、井竈、天井、窓、溝瀆、厠などの項目をたて、その項目ごとに造営法や形状、配置などにもとづく吉凶が記されている。

すでに『周書秘奥營造宅経』訳注Ⅰ（水野杏紀・平木康平『人文学

論集』第二十九集、大阪府立大学人文学会 二〇一一）では前半部の訳注を施したが、『周書秘奥營造宅経』訳注Ⅱは、それを承けた後半部、樓や廳堂、庭軒、房室、門戸、井竈、天井、窓、溝瀆、厠についての訳注である。

明代の「宅経」である『陽宅十書』（論宅外形第一）の訳注〔註〕は、すでに『人文学論集』第二十六集（大阪府立大学人文学会 二〇〇八）に登載したが、この『陽宅十書』には『周書秘奥營造宅経』と類似の記述がいくつかみられる。これらについては、その注で両書の類似する箇所を対照して挙げておいた。

訳注の底本には、明刻本『居家必用事類全集』丁集の『周書秘奥營造宅経』（北京圖書館書籍出版社編輯組『北京圖書館古籍珍本叢刊』六一一 子部・雜家類 書目文獻出版社 一九八八 影印本）を用い、原文には便宜上段落をもうけて番号をふり、それぞれ（原文）、（訓読）、（通釈）、（補註）を施し、理解を助けるために必要に応じて（補注）

を付載した。

また、和刻本である京都 松栢堂、寛文十三年（一六七三）刊本『居家必用事類全集』十集二十卷、丁集所収の『周書秘奥營造宅経』²、『居家必用事類』 中文出版社 一九七九 影印本）と朝鮮刻本『居家必用事類全集』丁集の『周書秘奥營造宅経』（『居家必用事類全集』 書目文献出版社 出版年不明 影印本）とを校勘し、前者を「本朝本」、後者を「朝鮮本」として異同を注記した。

訳注 I の冒頭には、『居家必用事類』の概要を示すため、『周書秘奥營造宅経』叙の訳注を載せた。これについては底本の「明刻本」にはその叙を欠くため、「本朝本」を用いて附載しており、併せて参考にされたい。

西岡玉全が文化十二年（一八一五）に上梓した『三才精義』（天地人三卷、三冊）の地部には、『周書秘奥營造宅経』の訓読と解説が一部施されているが、その解説部分をいくつかりあげ、（玉全解説）として附載した。これについては読みやすさを考えて句読点やルビをほとんどし、原文のカタカナはひらがなに変え、必要に応じてひらがなを括弧書きで漢字を記した。ただし、西岡玉全がひく『周書秘奥營造宅経』のテキストはここで底本としたテキストと異なるところがあり、従って解説も異なる点がみられるが、ここではそのまま記載した。

一・『周書秘奥營造宅経』宅舎―後半部

一・樓

（原文） 居宅造樓、莫近街頭。低吉、高凶。能招五通。門樓重高、須榮貴。

（訓読） 居宅に樓を造るには、街頭に近づくことなかれ。低きは吉、高きは凶。能く五通を招く。門樓重高ならば、須らく榮貴なるべし。

（通釈） 居宅内に樓（二階屋）を造るときは、大通り沿いに建ててはならない。（樓が）低ければ吉、高ければ凶である。高くすると、淫らな五通神をまねきいれることになる。門樓が幾重にも重なり高いと、必ず繁榮して富貴となる。

（補注） 五通神……宋、洪邁撰『夷堅志』丁志、卷第十九「江南木客」には、「大江之南地多山、而俗機鬼、其神怪甚侷異、多依巖石樹木為叢祠、村村有之。二浙江東曰「五通」、江西閩中曰「木下三郎」、又曰「木客」、一足者曰「独脚五通」。名雖不同、其實則一。」とある。³ 主に中国の南方の俗神で、岩石や樹木のところに祠がある。「五通」、「木下三郎」ともいい、一本足のものは「独足五通」と呼ばれるなど、奇異な姿をしたものとされている。

（玉全解釈） かいどう近き所に、にかい（二階）作りは、家ざしき建るは凶なり。低きは吉。高き造作をなす時は邪気を招き、災禍多、病

難有。邪魔のことを唐にては五通と云。日本にては邪魔氣事を云。可恐事なり。門戸のにかい(二階)作りはさかへ、貴き人出る事有。唐士の丁公と云人、此門の形有。子孫出世をする事有。是は見合せ判断可有事也。

二、廳堂

廳堂①

(原文) 居宅廳後、不宜作龜頭。晝堂應干、須用偶數、則主家和睦。私居廳不必廣大。亦要數隻。廳上單棟、恐招內政預事。私居堂要十分華飾、則夫婦偕老、子孫昌盛。

(訓読) 居宅の廳後には、宜しく龜頭を作るべからず。晝堂の應干は、須^{かな}ず偶數を用うれば、則ち家の和睦を主^かぶる。私居の廳は廣大なるを必とせず。亦た數隻を要す。廳上單棟ならば、恐らく内政の事に預るを招く。私居の堂は十分なる華飾を要すれば、則ち夫婦偕^{とも}に老い、子孫昌盛す。

(通釈) 居宅の廳堂(居間)の背後には、龜頭をつくつてはいけない。庁堂の正面の欄干(をつくるとき)は、必ず偶數を用いると、家は和睦するようになる。私的な住居の廳堂は廣大である必要はない。また教室が必要である。廳堂の上の棟が片流れならば、恐らくは妻が家の事に口出しし、災いを招くことになる。私的な居宅の堂は適度な裝飾

が必要であり、(そうすると)夫婦は年老いるまで長生きし、子孫は盛んとなる。

(補注) 廳(庁)堂……「庁」は中国民居を構成する建屋の最小単位。

「堂」は一族一族が集う場所。また一家の交流場所。南方では庭院(天井)に面している配置となっている場合が多い。(4)

(玉全解釈) 座しきは家柄より大なるはもの入多くして凶なり。せまき方宜し。又、家のむね単とは、大にむね高下有を云。是婦人さし出て家事取さばく、見にくきものなり。片屋根の家ならばを云。

廳堂②

(原文) 有廳無堂、孤寡難當。堂前有榴樹吉。南聽連於西屋、令歲月之憂煎。拆裏為廳、終不利。拆廳為裏、則無妨。

(訓読) 廳有りて堂無ければ、孤寡ありて當り難し。堂前に榴樹有るは吉。南聽西屋に連なれば、歲月をして之れ憂煎せしむ。裏を拆^ひきて廳を為^くらば、終に利あらず。廳を拆きて裏と為さば、則ち妨げなし。

(通釈) 廳があるのに堂がないと、(家人に)孤児寡婦がでる。堂前にザクロの樹が有れば吉である。南の廳堂が西の建屋に連がると、長い歲月愛いで心を痛めるようになる。奥の部屋を割いて廳堂とすると、ずっとよろしくない。廳堂を割いて奥まった部屋にするのは妨げはない。

(玉全解釈) 廳はへやのよう(陽)なるもの也。堂はおもぎしきなり。へや斗ばかにて座しきなきは、やもめ・こけとなる家也。又、おもぎしきの前にザクロの木有時は、家繁盛して吉。俗にザクロの木ある時は、乳よく出て、子をやしなふに世話なしと云。是養ひ沢山にあればなり。此故に幸を得ると云。南の座しき西へ屋根をつづく事あれば、是坤に張の兆故、病難。家は次第にをとう象也。養子となる。小やを造作して座しきとすれば凶なり。座しきを小やとする。苦しからず。

三、庭軒

(原文) 大樹近軒、疾病連綿。人家種植中庭、一月散財千萬。中庭種樹、主分張。門庭雙棗、喜嘉祥。庭心樹木名閑困。長植庭心、主禍殃。
(訓読) 大樹 軒に近ければ、疾病連綿たり。人家 中庭に種植すれば、一月にして財を散ずること千萬。中庭に樹を植うれば、分張を主どる。門庭に雙棗そうそうあらば、喜嘉の祥あり。庭心の樹木は閑困と名づく。長く庭心に植うれば、禍殃を主どる。

(通釈) 大きな樹木が軒先に近いと、(その家人は) つぎつぎと病気にかかる。人家の中庭に植えると、ひと月で巨万の富を失う。中庭に樹木を植えると、家族が分裂する原因となる。門庭にふたつのナツメの樹木があると、めでたい事がある。庭の中心の樹木は閑困と名づける。(その木が) 長く庭の中心に植えられていると、その(家人に) 災禍

がふりかかる原因となる。

(玉全解釈) 中庭に大木、花の咲木を植れば、散財をする事日々あり。凶也。門内庭に橘をうえて吉祥。是橘は実を重て生じ、秋冬もいとひなく葉を落さぬ故也。又棗をうえても吉。棗は身のふそくをまし、長寿をなさしむ故に喜也。庭の正中に樹木は腹中植が如く、故に脾をそんずる象なり。脾をそんずる故に、禍殃ををきことあり。閑くるしむことなり。

四、房室

房室①

(原文) 人臥室宇、當令潔盛。盛則受靈氣。不盛則受故氣。故氣之亂人室宇者、所為不成、所作不立。一身亦爾。當數洗沐浴澡潔。不爾無異。
(訓読) 人 室宇に臥するに、當に潔盛ならしむべし。盛なれば則ち靈氣を受く。盛ならざれば則ち故氣を受く。故氣の人の室宇を亂る者は、為す所成らず、作す所立たず。一身も亦爾り。當に數洗しばしば沐浴して澡潔なるべし。爾しからざれば異なる無し。

(通釈) 人が室内で寝る時は、清潔に整頓しておくべきである。整頓していれば、活力のある靈氣を受ける。整頓しなければ、古くて活力のない氣を受ける。古くて活力のない氣は、家の室内を乱すものであり、なにかを成そうとしても完成しないし、なにかを作ろうとしても

成立しない。自分の身も同じことである。だからたびたび体や頭を洗い、清潔にすべきである。そうでなければなにも成就しない。

(玉全解釈) 人家、居間・座しきともいさぎよく、人氣のみちたるを吉とす。萬事心にななふ。人氣みちずして、いさぎよからざる時は、頼こと不叶、なす所たたず。万事間ちがいをく内不和合也。

房室②

(原文) 人臥床、當令高。高、則地氣不及。鬼吹不干。鬼氣不侵。人常依地而逆上耳。高謂三尺以上也。昔有人、病在地臥。於病中、乃見鬼於壁穿下。以手為管、吹之。此即是鬼吹之事也。

(訓誥) 人 床に臥するは、當に高からしむべし。高ければ、則ち地氣及ばず。鬼吹干せず。鬼氣侵さず。人 常に地に依れば逆上するのみ。高とは三尺以上を謂うなり。昔 人有り、病みて地に在りて臥す。病中に於いて、乃ち鬼を壁穿の下に見る。手を以て管に為り、之れを吹く。此れ即ち是れ鬼吹の事なり。

(通釈) 人が床台に臥すときは、高くしなければならぬ。高ければ、地氣が(人の身に)及ばない。鬼吹も(人の身に)干涉しない。鬼氣も(人の身に)侵入しない。人はいつも地面にあると逆上するだけである。高さとは地上から三尺をいう。昔ある人が病氣になり、地面に臥せていた。病氣のさなかに、壁の穴のもとに鬼を見た。鬼は手で

管をつくって、これを吹きかけた。これがすなわち鬼吹のことである。

(玉全解釈) 人居宅、ゆかは高きを吉とす。高ければ地氣を受す(マ)。病難災禍などを受る事、みな地氣より受。故にひくき時は地氣うけること多き故に、病難口舌ことを発す。ゆかの高さこと二尺以上とあれども、是は唐土・日本のちがひ有故に、日本にてゆかの高さ一尺四、五、六寸くらいを吉とするなり。あまり高きは主人氣性高ぶる故にきらふなり。只床の下、能く清浄にして生氣の土をひきならし置時は、家内無難して災なし。壁ゆかなど損じ有時は、其すきまより邪氣、災をなし、病難発る事、可恐也。

房室③

(原文) 房屋當頭莫安櫃。房屋兩壁莫開窓。房門不得正對天井。主此房人口頻災。竈房門亦不可對其屋門。主口舌病患。掛帳不用閉日。犯者蚊蠅扇不可盡。須用水閉日為佳。若用土閉日泥飾屋宇、蚊不入累効。

(校勘) 「主此房人口頻災」、本朝本は「主此房人口頻莫。」に作る。

(訓誥) 房屋は頭に當りて櫃を安ずるなかれ。房屋の兩壁には窓を開くことなかれ。房門は天井に正對するを得ず。此の房の人口 頻りに災あるを主どる。竈房の門は亦た其れ屋門に對すべからず。口舌病患を主どる。帳を掛くるに閉日を用いず。犯す者は蚊蠅扇ぐも盡すべからず。須く水を用うるに閉日を佳と為すべし。若し土の閉日を用いて

屋宇を泥飾すれば、蚊入らずして効を累ぬ。

(通釈) 寢室の頭に当たるところには、櫃を安置してはならない。寢室の両側の壁に窓を開けてはならない。寢室の入口は天井(中庭)に真正面に向かい合つてはならない。(そうすると) その部屋の家人に頻りに災いをひきおこす原因となる。竈部屋の入り口は家屋の入り口と向かいあつてはいけない。(そうすると、家人は) 口げんかや病気をひきおこす原因となる。帳(かや)をかけるのは(十二直の)閉日を用いてはならない。これを犯せば、しきりと蚊や蠅があおいでもあおいでもやつてきて、はらいつくすことができない。水を用いるのは閉日をよしとする。もし土の閉日を用いて、家屋の屋根の左官工事をすれば、蚊が入つてこないで、効果が倍增する。

(補注) 閉……暦日に配された暦注、「建、除、満、平、定、執、破、危、成、収、開、閉」(俗に十二直と称する)のひとつ。これは建築、結婚、祭祀、沐浴、伐木など、さまざまな事柄についての宜忌をつかさどるものとされ、人々にとつては自分の行おうとする事柄に合った吉日を選択し、凶日を忌避する指針のひとつとして活用されていた。

清の術数書、『協紀辨方書』(巻十、宜忌)、閉日の項には、「隄防を築き、垣を補い、穴を塞ぐに宜し。義は諸を閉ざすに取る。」とある。(玉全解釈) 玄閑座しきなどの行あたりになつ(櫃)箱のるい、入物を置くことあり。又門の両壁口をひらく事なかれ。災事をまねく。中

庭の真中に門口あつることなかれ。人の口にかかり、わざわいごと出来るなり。蚊帳を下るに閉日を用いる時は蚊多く出るなり。水の閉日用れば蚊少なし。土閉日は蚊、害せず。

五. 門戸

門戸①

(原文) 凡門以栗木為關者、夜可以遠盜。凡門面兩畔壁、須大小一般。左大換妻、右大孤寡。門面上枋空蛀窟痕、主動瘰瘡癩之疾。門棟柱不着地、無家長。棟柱空蛀、家長豐旨。門塞棟柱、家憂懼、退財、破田、血蓄耗。

(訓読) 凡そ門は栗木を以て關を為らば、夜以て盜を遠ざくべし。凡そ門面の兩畔の壁は、須く大小一般なるべし。左大なれば妻を換え、右大なれば孤寡たり。門面上の枋に空蛀窟痕あらば、動瘰、瘡癩の疾を主どる。門の棟柱、地に着かざれば、家長無し。棟柱に空蛀あらば、家長豐旨たり。門、棟柱を塞がば、家は憂懼し、財を退け、田を破り、血蓄耗す。

(通釈) およそ門は栗の木でかんぬきをつくると、夜中盜賊を遠ざけることができる。およそ門の両脇の壁は、大きさは同一にしなければならぬ。左壁が大きいと(その家の主人は)妻を換える。右壁が大きければ、(その家では)幼くして親をなくし、寡婦となる。門の正面

の上部の横木(桁_ハ枋)に虫くい穴やふし穴があるとはやり病にかかり、できものや傷の病をひきおこす原因となる。門の棟を支える柱が地面に着いていないと、家の主人はいなくなる。棟を支える柱が虫食いで中が空洞であると、家の主人が聾盲となる。門が棟を支える柱を覆うようにしてつくられているならば、その家では心配事がおこり、財産をすり減らし、田畑を荒れ果てさせ、家畜を失う。

(玉全解釈) 栗と柏は同類なり。表口の貫にては栗の木に作りて吉。栗は外いが有。又内に金気のかたき皮を作り、又内にしぶかわあり。甚用心きびしきものなり。故に、貫ぬきは門を守るの第一のもの故なり。又柏は邪氣を拂ふ者なり。故に鬼を除く事を形どりて作る也。門の正面の上のはしら、虫くいうところにしてきづあれば、じえき(時疫)、又はかほ(顔)にきづつく病を主どる。むな木の柱地につかざれば、主人なし。むし(虫)くひ、うろ(空ろ)にする時は病難。

門戸②

(原文) 如大門十柱、小門六柱、皆着地吉。門高於壁、法多哭泣。門装虚坐、頻招瘟火。糞屋對門、癰癩常存。倉口向門、家退動瘟。搗石門居、屋出離書。門前直屋、家無餘穀。

(訓読) 如し大門十柱、小門六柱あり、皆地に着かば吉。門壁より高ければ、法めて哭泣多し。門装虚坐すれば、頻りに瘟火を招く。糞

屋 門に對すれば、癰癩_{ようせつ}常に存す。倉口 門に向わば、家退きて動瘟あり。搗石門の居は、屋 離書を出だす。門前 屋に直らば、家に餘穀無し。

(通釈) もし大門に十本の柱、小門に六本の柱があり、皆地面についていると吉である。門扉が壁より高いと、きまって哭泣することが多くおこる。門の裝飾がなにもなくしつていっていると、(その家では)しきりにはやりやまいや火災を招く。便所が門と向かい合っていると、(その家では)いつもはれものや関節の病がおこる。倉の入り口が門に向かい合っていると、家は衰退して(家人は)はやりやまいにかかるとなる(離婚する)。門の前にすぐ家があると、その家に余分な穀物は無い。

(玉全解釈) 門の両はたのかべ、左右ともに同じやうにして吉。左に大なれば妻えん替り、右大なれば後家に成なり。寺院などは弟子育(そだ)ちがたし。せついん(雪隠) 門口に向へば、つねにこぶ(癰)などの類を煩ふ。蔵口、門に向へば、家だんだんをとろうべし。又えき(疫)をわづるふ。本宅の正中に門口のあたるときは、凶にして不吉。

門戸③

(原文) 門口水坑、家破伶仃。大樹當門、羅鼓天瘟。牆頭衝門、常被

人論。交路夾門、人口不存。衆路直衝、家無老翁。門被水射、家散人啞。神社對門、常病時瘟。門中水出、財散冤屈。門著井水、家招神鬼。

(訓読) 門口に水坑あらば、家破れて伶忒たり。大樹 門に當らば、

天瘟を羅鼓す。墻頭 門に衝らば、常に人論を被る。交路 門を夾まらば、人口存せず。衆路 直衝すれば、家に老翁無し。門 水射を被むらば、家散じ人啞たり。神社 門に對すれば、常に時瘟を病む。門中に水出づれば、財散じ冤屈す。門 井水に著かば、家は神鬼を招く。

(校勘) 「門被水射」、本朝本は「門破水射」に作る。

(通釈) 門口に水穴があると、その家は破産しておちぶれる。大樹が門にあたると、(その家は) はやりやまいをまき散らす。垣根の先が門にぶつかっていると、常に他人の批判をこうむる。交差した道路が門をはさむように交わっていると、(その家には) 老人がいけない。門に水が射るよう向かっていると、その家は散財し、(家人は) 啞となる。神社が門に向かい合っていると、(家人は) 常にはやりやまいを病む。門の内側に水が出ていると、(その家は) 散財し、冤罪をこうむる。門が井戸の水につかっていると、(その家は) よからぬ神鬼を招く。

(玉全解釈) しき(敷) 居下に水流れ出るは、家次第に困窮するなり。又かき(壙) のかしら、門にあたるときは、外よりあらそい事云来るなり。道多く、家の正中にあたれば、老翁なし。門やぶれて水出れば、家次第にとろふ。又はらんに成事あり。神社門前にあたり向へば、

常にじえき(時疫)をやむ。門のなかを水出れば、そん(損)多く困窮する。

門戸④

(原文) 正門前不宜種柳。所居向巽方開門、及隙穴開窓之類、立有災害無免者。又日夜、忽於官舎正廳、私家正堂南向坐、多招恠異事。當門勿安臥榻。不利。庚寅日不可作門。門大夫死日。人家門左右不可安神堂。主三年一次哭。

(校勘) 「當門勿安臥榻」、本朝本は「當門勿安掛榻」に作る。

(訓読) 正門の前には宜しく柳を種うべからず。居る所 巽方に向いて門を開く、及び隙穴開窓の類は、立ちどころに災害有りて免るる者無し。又日夜、忽せに官舎の正廳、私家の正堂に於いて南向して坐すれば、多く恠異の事を招く。門に當たりて臥榻に安んずること勿れ。利しからず。庚寅日に門を作るべからず。門大夫の死日なればなり。人家の門の左右は神堂を安んずべからず。三年に一次哭するを主とる。

(通釈) 正門の前には柳を種えるのはよろしくない。居所の巽方(東南方)に向って門を開けたり、またすきま穴があつたり、窓を開けたりすることがあると、立ちどころに災害があり、それから免れる者はいない。また昼でも夜でも、安易に官舎の廳堂や私家の正堂に南向きに坐すると、多く奇怪な事象を招く。門に向かつて臥榻にやすんでは

ならない。庚寅の日に門を作つてはならない。門大夫の死日だからである。人家の門の左右には、神を祭る堂を安置してはならない。(そんなことをすると、その家が)三年に一度、哭泣する原因となる。

〔補注〕庚寅日……「丁集・宅舎二」、「作門忌日」には「庚寅門大夫死」とある。

(玉全解釈) 門前にヤナギうゆる事をきらふ。是は唐土にてくわんをけ(棺桶)につかうと云せつ有。故に嫌ふとも云。庚寅の日、門を作は、家主死す。亦人家の左右に神堂を置くことなかれ。三年に一度うれいをみる事あり。無之時は困窮する。

門戸⑤

(原文) 掃糞草置門下、令人患白虎病。東人呼為歷骨風。白虎鬼如猫在糞堆中、亦云糞神。療法以鷄子措病人痛、呪願送著糞堆頭、勿反顧。凡宅門下水出、財物不聚。東北開門、多恠異之重重。宅戸三門莫相對。門前青草、多愁怨。門外垂楊、非吉祥。水路衝門、悖逆子孫。

〔訓読〕 糞草を掃きて門下に置かば、人をして白虎の病を患わしむ。

東人呼びて歷骨風と為す。白虎鬼は猫。糞堆中に在るが如し。亦た糞神と云う。療法は鷄子を以て病人の痛みを措ゆい、呪し願ひ、糞堆の頭に送著し、反顧するなかれ。凡そ宅の門下 水出ずれば、財物聚まらず。東北に門を開かば、恠異の重重たること多し。宅戸の三門は相對

することなかれ。門前に青草あらば、愁怨多し。門外に垂楊あるは、吉祥にあらず。水路 門に衝たらば、子孫を悖逆せしむ。

(通釈) 糞草を掃いて門の下に置くと、(家人を) 白虎病にかからせる。東人はこれを歷骨風と呼ぶ。白虎鬼とは猫が糞堆中にいる場合である。またこれを糞神という。病人の治療法として、鷄の卵で病人の痛むところをさすり、呪文を唱えて願ひをこめて糞堆の頭に置き、(置いた後は) ふりかえてはならない。およそ居室の門の下に水が流れていると、(その家は) 財物がたまらない。(家の) 東北に門を開けると、奇怪なことがたび重なっておこる。居室の三門は向かい合せてしつらえてはならない。門前に青草が茂っていると、愁いや怨み事が多くおこる。門の外にただれやなぎがあるのは、吉祥ではない。水路が門にぶつかっていると、その家の子孫を反逆させる。

〔補注〕 歷骨風……白虎歷節風のこと。元、朱震亨撰、程充編訂『丹溪先生心法』卷四、痛風には「四肢百節走痛是也。他方謂之白虎歷節風證。」とあり、痛風のことを白虎歷節風と称したことが記されている。⑤

(玉全解釈) 居室、門の下を水出れば金銀あつまらず。鬼門の入口は多くはあやしきふしぎなこと度々あるものなり。此口盗人来る口と云。凶なり。宅戸三門あるは凶なり。火災を主る。尤もつと三つ向ひ合て有を云。かど口に青草はへたるは、うれい、いかる事あり。門外のしだれ柳も凶なり。流れ水門に向へば、あしき子孫できるなり。

六、井 竈

井竈①

(原文) 勿跛井。今古大忌。見露井莫窺。損壽。俗以清明日淘井為新。以鉛十餘斤、寘之井中、水清而甘。凡開井近江近海處、須撰江風順日開、則吹江水入泉、必脉甘。若海風順日、則吹海水入泉、脉必鹹。謂、如江在井之西南方、是日有西南風、則鑿之。

(訓詁) 井を跛たぐこと勿れ。今古大いに忌む。露井を見れば窺うこと莫れ。壽を損す。俗に清明の日を以て井を淘たい、新しきを為す。鉛十餘斤を以て、之れを井中に寘しむれば、水清くして甘し。凡そ井を開くに江に近く海に近き處は、須かなず江風の順日を撰しびて開かば、則ち江水を吹きて泉に入らしめ、必ず脉甘し。若し海風の順日ならば、則ち海水を吹きて泉に入らしめ、脉必ず鹹し。謂えらく、如し江 井の西南方に在りて、是の日西南風有らば、則ち之れを鑿かつ。

(通釈) 井戸をまたいでほならない。古えから今にいたるまで、大いに忌むことである。ふたのない井戸を見たら、のぞきこんではならない。(そんなことをすると) 寿命を減らす。俗に清明の日に井戸をさらい、一新する。鉛十餘斤を井戸のなかにしずめれば、水は清らかになりうまくなる。およそ井戸を掘るのに、その場所が江や海に近いところであれば、必ず江風の順日(吹きこむ日)を選んで井戸を掘るべき

である。そうすれば、風が江水に吹いて泉に入らせるので、必ず水脈は甘くなる。もし海風の順日(吹きこむ日)を選んで井戸を掘るならば、風が海水に吹いて泉に入らせるので、水脈は必ずしおからくなる。もし河が井戸の西南方にあり、その日に西南の風があるならば、井戸を掘るとよいといわれている。

(補注) 清明……二十四節氣のひとつ。太陰太陽曆では三月初旬頃(二月節)にあたり、現行の太陽曆では四月四日頃にあたる。清の敦崇『燕京歲時記』によれば、古人は「清明」を最も重んじたとし、また『歲時百問』をあげ、「万事はこの時に生長し、みな清淨明潔である。故にこれを清明という」としている。

(玉全解釈) 井戸またげる時は、水神の祟り有。婦人に病難、口舌あり。そと井戸をうかがい見ること大凶なり。命をちぢめる、亦盜心をこる。古井をさらへ、あるひは水悪しきを直すは、三月の節、清明の日にさらへて吉。妙に水清くなるもの也。井戸、所あしき時は、なまり(鉛) 十斤を井の中へ入て吉。井戸ほる、海川江有之所、其方より風のふき来る日をまちて掘るべし。其水大によし。又水辺ををき所共、地の水すじの方位をかんがへて源より風吹きたる日に掘て吉。

井竈②

(原文) 禳井沸、取東向三百六十步、内覓一青石、以酒煮、放井中、

立止。卯不穿井。甘泉不香。勿塞故井。令人耳聾目盲。凡堂前不可穿井。男子越井、婦人上竈、皆招口舌、意外之禍。勿越井、越竈。井於竈邊、虛耗年年。井竈相看、法主男女之内亂。井竈不可令相見。女子祭竈事不祥。

(訓読) 井の沸くを禳うには、東に向いて三百六十歩を取り、内一青石を覓め、酒を以て煮て、井中に放たば、立ちどころに止む。卯には井を穿たず。甘泉香しからず。故井を塞ぐ勿れ。人の耳をして聾し、目をして盲ならしむ。凡そ堂前には井を穿つべからず。男子井を越え、婦人竈に上らば、皆口舌、意外の禍を招く。井を越え、竈を越ゆることなかれ。井竈邊にあらば、虚耗すること年年たり。井竈相看は、法めて男女の内亂を主る。井竈相見しむべからず。女子竈事を祭るは不祥なり。

(通釈) ごぼごぼと沸き立つ井戸をしずめるには、東に向いて三六〇歩のうちに、青い石をひとつ探しもとめて、それを酒で煮て井戸のなかに放りこむと、たちどころにそれがやむ。卯の日には井戸を掘ってはならない。(そんなことをすると) 折角の甘泉が芳しく香らない。古い井戸をふさいではならない。(そんなことをすると、家) 人の耳を聴こえなくし、目を見えなくさせる。およそ堂(居間)の前には井戸の掘ってはならない。男子が井戸をまたぎ、女子が竈にのぼると、みな言い争いや思いもよらぬ災禍を招く。井戸をまたぎ、竈をまたいで

ならない。井戸が竈のそばにあると、(家人は) 年々虚弱となり衰えていく。井戸と竈が互いにみえる位置にあると、きまつて男女の内輪もめをひきおこす。井戸と竈が互いにみえるように配置してはならない。女子が竈を祭るのは不吉である。

(玉全解釈) 井戸の水、湧わきすぎてとどまらざれば、東の方、三百六十足外の青石を酒にてたき、井戸へ入てたちまち止ること妙なり。東の正中に井戸ほる事あしし。水に徳なし。をもざしきの前に井をほる事なかれ。男子井をこえ、婦人竈に上る事あれば、家内に口舌禍ををく出来るものなり。井、かまどのきわにあれば、年々そんする事あり。井と灶戸、向合ことなかれ。女男に乱す、さはがしし。井と灶戸、相見るは凶なり。是に略す。かまどを婦人まつる事あしし。不吉なり。

井竈③

(原文) 井北、竈南、家五逆。井畔栽桃物業荒。廳内、房前難鑿井。主人堂後莫開泉。刀釜(斧)不宜安竈上。簸箕放竈前、令人家不安。凡於廳屋安竈、兩火焯焯、主有灾殃。踐壞竈土、令人患瘡。竈堂無禮、家必破。竈前歌笑、要驚惶。糞土無令墮竈前。

(訓読) 井北にあり、竈南にあらば、家に五逆あり。井の畔 桃を栽うれば物業荒む。廳内、房前には井を鑿つを難かる。主人の堂後には泉を開く莫れ。刀釜(斧)は宜しく竈上に安んずべからず。箕を簸ぎて

竈前に放たば、人家をして安んぜざらしむ。凡そ廳屋に於いて竈を安んずれば、兩火煌煌として灾殃有るを主る。竈土を踐壞すれば、人をして瘡を患わしむ。竈堂 禮無くんば、家必ず破る。竈前にて歌笑すれば、要かならず驚惶せしむ。糞土もて竈前を壅ふさがしむること無かれ。

(通釈) 井戸が北にあつて竈が南にあれば、その家(人)は五逆の罪をおかす。井戸の近くに桃を植えると家業が荒む。廳堂(居間)の内側、寢室の前に井戸を掘ることははばかられる。主人(家長)の堂の後ろに泉をつくつてはならない。刀と斧は竈の上に置くのはよくない。穀物のみがらをえりわけける箕を竈の前で扇ぐと、その家の(人々が)安らかでなくなる。およそ廳堂の屋内に竈を設置すると、ふたくちの火が煌々と照りつけることになり、(その家に)災禍をもたらす原因になる。竈の土を踏んだり壊したりしたりすると、(その家の)人は皮膚病をわずらうことになる。竈堂で無礼なふるまいをすると、その家は必ず破滅する。竈の前で歌ったり笑ったりすると、(その家には)必ず驚きおののくことがおこる。糞土を竈の前においてふさいではならぬい。

(玉全解釈) 井戸北にして、灶戸を南にすゆ(据)れば、五つのさかさま事をみることあり。又井戸ばたに花をうゆれば、もてしな物年々へる。困窮の相也。灶の上なき(切)れもの置事なかれ。内乱にして心不安、又灶の前にみ(箕)を置事凶なり。奥と口とたい(対)所に

灶戸を置は凶なり。兩火えんえんとして口舌争ことあり。主人部屋の後にいづみを置は凶なり。灶戸上を祭り吉。失礼するときは、必ず其家次第にをとうらうなり。灶の前にて歌をうたひ笑へば、をどろきをそるる事あり。可慎なり。

井竈④

(原文) 竈中午夜絶焼烟。午夜乃是后帝竈君交會之夜。宜避之、即安。婦人勿跂竈坐。大忌。向竈罵詈不祥。不可對竈吟詠及哭。不可竈火烧香。作竈法、長七尺九寸、上象北斗、下應九州。廣四尺、象四時。高三尺、象三才。口闊一尺二寸、象十二時。安兩釜象日月。突大八寸、象八風。

(訓読) 竈中 午夜は焼烟を絶つ。午夜は乃ち是れ后帝・竈君交會の夜なり。宜しくこれを避くべくんば、即ち安し。婦人は竈にまたが跂りて坐することなかれ。大いに忌む。竈に向いて罵詈ばりするは不祥なり。竈に對して吟詠す、及び哭すべからず。竈火もて香を焼くべからず。竈を作るの法は、長さは七尺九寸、上は北斗に象り、下は九州に應ず。廣さは四尺、四時に象る。高さは三尺、三才に象る。口闊は一尺二寸、十二時に象る。兩釜を安んずるは日月に象る。突大は八寸、八風に象る。

(通釈) 竈の中は夜半(夜の十二時以降)には火の気をたつ。夜半は

すなわち后帝と竈君が交会する時だからである。この時に火の気を避けると安泰である。婦人は竈にまたがって坐ってはならない。大いに忌むことである。竈に向かつてののしりの言葉をはくのは不祥である。竈にむかつて歌をうたったり、声をあげて泣いてはならない。竈の火で香をたいてはならない。竈を作る方法は、長さは七尺九寸、上は北斗七星に象り、下は九州に対応している。広さは四尺、これは四時に象る。高さは三尺、これは三才に象る。口径は一尺二寸、これは十二時に象る。ふたつの釜を安置する、これは日月に象る。煙突の口径は八寸、これは八風に象る。

(玉全解釈) かま戸を作るに、けがれ土を用ることなかれ。又、香をたくに灶の火を用るは凶なり。夜中のころに火のきゆるものなり。是荒神の祟る印也。女、井戸をまたぐるは大凶なり。灶戸に向て人と争いそしる事不祥なり。

井竈④

(原文) 須備新甔、浄洗、以浄土和合、香水合泥。不可用壁泥相糲。大忌之。以猪肝和泥、令婦人孝順。凡作竈泥、先除地面土五寸、即取下面浄土、以井花水并香合泥大吉。凡竈面向西、向南吉。向東、向北凶。竈神晦日歸天、白人罪。竈主食、夢者得食。子孫滿堂、竈在明堂。微音明堂在午、宮音明堂在子、羽音明堂在戌、商角音明堂在申地。

(校勘) 「須備新甔」、朝鮮本は「須備新磚」に作る。「地面土五寸」、朝鮮本は「地面上土五寸」に作る。

(訓読) 須く新甔を備え、浄洗し、浄土を以て和合し、香水もて泥に合すべし。壁泥を用て相糲うべからず。大いに之れを忌む。猪肝を以て泥に和わさば、婦人をして孝順ならしむ。凡そ竈泥を作るに、先ず地面の土五寸を除き、即ち下面の浄土を取り、井の花水並びに香を以て泥に合すれば大吉。凡そ竈面は西に向い、南に向うは吉。東に向い、北に向うは凶。竈神は晦日 天に歸り、人の罪を白す。竈は食を主とする。夢むる者は食を得。子孫 堂に満つるは、竈 明堂に在り。微音の明堂は午に在り。宮音の明堂は子に在り。羽音の明堂は戌に在り。商角音の明堂は申の地に在り。

(通釈) (竈を作るには) 新しいレンガを準備し、それを洗浄してきれいな土と混ぜ合わせ、香水を泥に混ぜるべきである。壁土を混ぜてはならない。これを大いに忌む。猪の肝に泥を合わせて用いれば、(その家の) 婦人を孝順にさせる。およそ竈泥をつくるのに、まず地面の土五寸をとり除き、その下の清浄な土をとり、汲みたての井戸水と香をもつて泥と合せてこねれば大吉である。およそ竈面は西向、南向きは吉である。東向き、北向きは凶である。竈神は大晦日に天に歸り、家人の罪を告げる。竈は食に關係がある。竈神を夢に見る者は食にありつける。子孫は堂に満ちるためには、竈を明堂にもうけるとよい。(そ

の家が) 微音ならば明堂は午にある。宮音ならば明堂は子にある。羽音ならば明堂は戌にある。商角音ならば明堂は申の地にある。

(補注)「竈神は晦日 天に歸り、人の罪を白す。」については、前漢の劉安撰『淮南萬畢術』にも、「竈神晦日歸天、白人罪。」^一と記される。「宮商角微羽」は人の姓を五音に分類したものの。人の姓の五音と宅の門の配置を合わせることが吉とされた。後漢『論衡』詰術編には「商は金。」、「微は火。」とある。

(玉全解釈) 灶戸を作るに先、土を取て吉方をえら(選)み、生気の方にて地上面五寸をさり、下の清淨なる土を以て、くみたての水に能き香末を以て、泥に合せて作れば大吉なり。人家に病人多、災禍重々有ときは、法の通に作て吉。

井竈⑤

(原文) 丙丁作竈、引火光。凡遇釜甌鳴、鬼名婆女、但呼其名字、亦不為灾。却招吉利。釜鳴不得驚呼。須一男子作婦人拜、即止。或婦人作男子拜、亦止。釜鳴甌虛氣充、則鳴。非恠。但揭去蓋、則已。凡人家厨下頭鍋、過夜、須刷洗淨、滿注水、不可令乾。如空、則使主人心焦。又云、鍋釜夜深莫停水。

(校勘)「不得驚呼。」、本朝本は「不爲驚呼。」に作る。「則鳴。非恠。」、朝鮮本は「則鳴。非恠。」に作る。

(訓読) 丙丁に竈を作らば、火光を引く。凡そ釜甌の鳴るに遇わば、鬼は婆女と名づくるが、但だ其の名字を呼べば、亦た災を為さず。却て吉利を招く。釜鳴るも驚呼するを得ず。須^{かなら}ず一男子 婦人の拜を作さば、即ち止む。或いは婦人 男子の拜を作さば、亦た止む。釜の鳴るは甌の虚氣充つれば、則ち鳴る。恠しむにあらず。但だ蓋を掲去せば、則ち已^やむ。凡そ人家の厨下の頭鍋は、夜を過ぐれば、須く刷きて洗淨し、^{まん光ん}滿と水を注ぎ、乾かしむべからず。如し空ならば、則ち主人の心をして焦がせしむ。又云く、鍋釜は夜深きに水を停むること莫れ、と。

(通釈) 丙丁の日に竈を作ると、火災を招くことになる。およそ鍋や釜が鳴るときは、婆女という鬼のせいであるから、ただその名前を呼ぶと災いをなさなくなる。かえって吉利を招く。釜が鳴っても驚いて声をあげてはならない。ひとりの男子が婦人の格好をして拜むと、きつとただちに止む。あるいは婦人が男子の格好をして拜むと、また止む。釜鳴りは鍋釜の中に虚気が充滿しているので、鳴るのである。恠しむことはない。ただふたを取りのぞけば止む。およそ人家の厨房の頭鍋は、夜になれば必ずこそげ洗淨し、満々と水を注ぎ、乾かしてはいけない。もし空の状態ならば、主人の心を憔悴させる。また逆に、鍋釜は夜更けに水をためてはならないという説もある。

(補注)「丁集・宅舎二」、「逐月作竈忌日」には「丙日丁日 不作竈」

とある。ここでは他にも忌日が列挙されている。

(玉全解釈) 灶戸作に、丙丁日、午日を可慎きなり。火勢さかんにして火災にあふ事あり。又庚辛日を忌なり。是困きうを主どるなり。釜こしき(甑)なることあらば、婆女婆女とよびて吉。かへつて大吉と成者也。かまのなる時に、をどろくことなかれ。其ときは男子、女の衣類をきてをがむべし。亦女子、男の衣るいをきても止むなり。釜のなるは、多くはこしき(甑)むなしければなり。あやしみ、をどろくことなかれ。ふたを明れば止むものなり。なべかまはよくあらい、清めて水をはり、置をよしとす。かわく時は、主人の心、いれこがるるものなり。然れども、夜ふかに水をくみ入ることなかれ。荒神のをそれたまう事を忌む。

七. 天井

天井①

(原文) 凡四向堂屋前、著過道中亭有二天井。象日月。為屋有眼目、主大發、少災。若只作一天井亦發。只是多出患眼、及損少丁少婦。天井著花欄主淫佚。又云、天井置欄主病心痛、障眼。著花欄、小口患。(校勘)「少丁少婦」、朝鮮本は「少丁少婦。」に作る。「主淫佚」、朝鮮本は「主淫佚。」に作る。「小口患」、朝鮮本は「小口舌。」に作る。(訓読) 凡そ四向の堂屋の前、過道の中に亭を著かば、二天井有り。

日月に象る。屋を為るに眼目有らば、大發を主り、少災なし。若し只だ一天井を作るも亦た發す。只だ是れ多く眼を患うを出だし、及び少丁少婦を損なう。天井 花欄を著かば、淫佚を主る。又云く、天井 欄を置かば、心痛、障眼を病むを主る。花欄を著かば、小しく口患あり。(通釈) およそ四方が建物で囲まれている居室で堂屋の前、通路の中ほどに亭を設けると、ふたつの天井(中庭)ができる。(これは) 日月に象る。堂屋を作るのに(天井を) 両目のようにすれば、大いに発財し、災いは少ない。もし天井がひとつであっても、大いに発財する。ただこの場合は多く眼病を患う(家人)をだし、若い男女が患うようになる。天井に花壇をつくると、淫乱の原因となる。またいう、天井に花壇を置くと、心痛や眼病をわずらう原因となる。花壇をおけば、すこし口舌の患いがおこる。

(補注) 天井……庭院(中庭)のこと。中国民居において、堂は内なる居間、天井は外なる居間に位置づけられ、連続した空間に構成されている。天井には直接樹木などが植栽されず、植木鉢などが置かれる場合が多い。

(玉全解釈) 中庭に花のてすりをこしらへ置は、いんらん(淫乱)、若死することあり。又心痛、目をわづらふの病を主どる。又口舌事のうれいあり。

天井②

(原文) 凡人家天井方為上。不可直長。主喪禍。廳前天井停水不出、主病患。父子相拗、有下濕腸風之疾、及漏肚傷孕之厄。天井栽木大凶。天井内不可種花。招婦人淫亂。

(訓読) 凡そ人家の天井は方を上と為す。直長なるべからず。喪禍を主る。廳前の天井 水を停めて出ださざれば、病患を主る。父子相拗し、下濕腸風の疾、及び漏肚傷孕の厄有り。天井 木を栽うるは大凶。天井の内には花を種うべからず。婦人の淫亂を招く。

(通釈) およそ人家の天井(中庭)は正方形がもつともよい。長方形にしてはいけない。(そんな形にすると家人が)死ぬ原因となる。廳堂(居間)の前の天井に水が停滞して流れ出ないと、病気を患う原因となる。(そうすると)父子が互いに反目し、下湿や腸風、腹くだしや流産の厄がある。天井には木を植栽するのは大凶である。天井の内には花を植えてはならない。(そうするとその家の)婦人の淫亂を招く。

(玉全解釈) 中庭は四角なるをよしとす。ほそ長きは不幸ごと多し。中庭に花木草花を忌なり。婦人いんらん(淫亂)を主どる。

八. 窓

(原文) 門壁有窓、招横事。天窓宜就左邊開。乃青龍開眼吉。
(訓読) 門壁に窓有らば、横事を招く。天窓は宜しく左邊に就きて開

くべし。乃ち青龍開眼して吉。

(通釈) 門の壁に窓があるのは不慮の事故を招く。天窓は左のほうに開けるのがよい。そうすれば青龍が眼を開けて吉である。

(玉全解釈) 門のかべに窓をあけることなかれ。災禍多くまねく。天窓は左の方に開けて吉。龍の眼を開く象なり。発達の相也。

九. 溝 瀆

(原文) 溝渠通浚、屋宇潔淨、無穢氣、不生瘟疫病。水路充門、悖逆兒孫。水寄宅過東流、無禍。水若倒流、宅主女為家長。水從門出、主耗散之貧窮。勿塞溝瀆。令人目盲。

(訓読) 溝渠は通浚し、屋宇は潔淨にして、穢氣無ければ、瘟疫の病を生ぜず。水路 門に充つれば兒孫を悖逆せしむ。水 宅に寄りて過ぐるも東流すれば、禍無し。水若し倒流すれば、宅 女を家長と為すを主る。水 門従り出づれば、耗散して貧窮を主る。溝瀆を塞ぐこと勿れ。人の目をして盲ならしむ。

(通釈) 溝渠はさらって水が流れるようにし、屋舎は清潔にして、穢れた気がなければ、はやり病を生じない。水路が門にせまって満ちていると、子孫を叛逆させる。水が居宅に寄り添うように流れていても、東に流れていれば、禍はない。水がもし(門に向かって)逆さまに流れていると、婦人が家長となる原因となる。水の流れが門よりでて

いくと、散財して貧窮する原因となる。溝はふさいではならない。人の眼を盲目にさせる。

(玉全解釈) みぞわき(溝脇) よくそうじして、けがれなき時は、病難を不生。やはり病をうけざるものなり。水の道、門にあれば、あしき子を生ずる。水、家にそうて東へ流はわざわいなし。是は宅の相をする時の心得なり。水道さかさまになる宅は、主人短命にして女、家の主となる相也。門の下を水出れば、たからをへらし、貧き(窮)する相なり。

十・厠

厠①

(原文) 凡人上厠之時、先離厠前三五歩、咳嗽兩三聲。其神在厠中、即自然回避。上厠不可唾於厠中、並唾於四面、及唾於壁上厠神。免得生瘡痍。其神凡事護佑。不敬不信、即恐災損其身。

(校勘) 「即自然回避」、本朝本は「自然廻避」に作る。「生瘡痍」、朝鮮本は「主瘡痍。」に作る。

(訓読) 凡そ人 厠に上るの時は、先ず厠の前を離ること三五歩、咳嗽すること兩三聲す。其の神、厠中に在らば、即ち自然に回避す。厠に上るに厠中に唾し、並びに四面に唾し、及び壁上の厠神に唾すべからず。瘡痍を生ずるを免れ得ん。其の神 凡事をば護佑す。敬わず、

信ぜざれば、即ち恐らくは其の身を災損せん。

(通釈) およそ人が厠に入るときは、まず厠から数歩離れて、二、三回咳払いをする。もし神が厠にいれば、すなわち自然に回避してくれる。厠に入る際に厠の中に唾をはいたり、四方に唾をはいたり、壁の厠神に唾をはいてはならない。(それを守れば) かさぶたが生じること免れる。厠神は日常のいろいろなことから(家人を)護つてくれる。厠神を敬わず、信じないと、恐らくはその身に災いがふりかかる。

(玉全解釈) 夜、せついでん(雪隠)へ行に、三、四度せきばらいをしてゆくべし。又兩三度こえをしてかわや(厠)に入るべし。かはやの神退しりぞくゆえ、とがめなし。さなき時は神おどろくゆへ、災多くあるべきなり。せついでんに行て、つばけ(唾)をはくことなかれ。又四面につばけはき、かべにつばけはくことなかれ。是せついでんの神をけがすなり。雪隠の神、万事をまもりたすくるなり。然をうやまはざれば、かえつて災害を招く。つつしむべきなり。

厠②

(原文) 凡有三三歳已下男女、抛糞於厠中、多有觸犯。縁有姦腥氣。并外来尿糞惡氣充其厠神并受糞夫人、立有灾咎。凡男子上厠、不得科頭跣足。若有此犯、公私之人遭牢獄之厄。凡置得新厠、即使除却舊厠。其舊厠之内糞亦盡除。恐遭殃禍。當除之時、以水安厠中令滿。莫言除

廁、只言除水。

(訓誡) 凡そ三歳いか巳下の男女有りて、糞を廁中に抛なたば、多く觸犯有り。妳腥だんせいの氣有るに縁る。並びに外来の尿糞の惡氣、其の廁神並びに受糞夫人に充つれば、立ちどころに灾咎あり。凡そ男子、廁に上るに、科頭、跣足なるを得ず。若し此の犯有らば、公私の人、牢獄の厄に遭う。凡そ新廁を置得すれば、即すなわ便ち舊廁を除却すべし。其の舊廁の内の糞亦た盡く除くべし。殃禍に遭うを恐るればなり。之れを除く時に當たり、水を以て廁中に安んじて満たしむ。廁を除くと言ふこと莫れ。只だ水を除くと言ふ。

(通釈) およそ(家に) 一、二、三歳以下の男の子や女の子がいて、その糞を廁に投げこむと、多くの場合、禁忌に触れおかすことになる。(これは) ちちくさい匂いによるものである。ならばに、外からくる糞尿の惡氣が廁神や受糞夫人(廁神の一種)にあたると、たちどころに(その家人に) 災禍がある。およそ男子が廁に入るときには、頭巾をつけなかつたり、裸足であつてはならない。もしこの禁忌をおかせば、公人私人にかかわらず、投獄の災厄にあう。およそあたらしい廁を設置し終えたならば、即座にふるい廁をとり除かねばならない。そのふるい廁の糞もまたすべてとり除かねばならない。災禍に遭遇する恐れがあるからである。古い廁をとりのぞく時にあたつては、水を廁のなかに静かに入れていっばいにする。廁を除くといつてはならない、ただ

水を除くというのである。

(玉全解釈) 子供のふん(糞)を雪隠になげうつ事なかれ。多くはちちのなまぐさき氣、あるひはいばりのにはい、かわやにあたれば、雪隠をけがし、災禍をまねく。又男女ともに雪隠に行時に、或はかみ(髪)をたばね、つくねかみにて行き、はだしにて行事、大に忌。主人牢こくの災有。可恐懼也。新に雪隠を作る事は、古きかわや、ふんをことごとく除き、うつすべし。さなき時は災害あり。并にふんを除くときに、つばに水を一はい(杯)入りて、水を除くと云てふんを取捨て吉。是は雪隠の神、ふんをとることさる(嫌)うゆへなり。

廁③

(原文) 凡人家不得以灰棄廁中。及將蓋不淨、令人家貧。有大凶。廁神姓郭名登、是遊天飛騎大殺將軍。不可觸犯。能賜灾福。凡祭祀、不可應呼神名。避之吉。每逢六夜莫登廁。竈灰撒、則招官事。廁中生蛆、以尊菜一把投於廁甕中、即無。

(校勘) 「竈灰撒、則招官事。」は本朝本は「竈灰撒廁、招官事。」に作る。

(訓誡) 凡そ人家は灰を以て廁中に棄つるを得ず。及び將蓋、淨からざれば、人家をして貧ならしむ、大凶有り。廁神の姓は郭、名は登、是れ遊天飛騎大殺將軍たり。觸犯すべからず。能く灾福を賜う。凡そ

祭祀には、神名を應呼すべからず。之れを避くれば吉。毎に六夜に逢えば廁に登ること莫れ。竈灰撒けば、則ち官事を招く。廁中に蛆を生ずれば、尊菜じゆんさい一把を以て廁甕中に投ずれば、即ち無からん。

(通釈) およそ人家においては灰を廁の中に棄ててはならない。および便器のふたが不浄であると、その家を貧乏にさせる。大凶である。

廁神の姓は郭、名は登、遊天飛騎大殺將軍である。禁忌を犯してはならない。能く災禍と吉福を賜う。およそ祭祀においては、その神名を呼んではならない。これを避ければ吉である。六夜(夜半)には廁に入つてはならない。竈の灰を廁にまくと、(その家は)訴訟事を招くことになる。廁中に蛆虫がわくときは、ジュンサイ一把を廁甕の中に投げこめば、ただちに(蛆虫は)いなくなる。

(補注) 郭登……唐の牛僧孺撰『幽怪録』には「郭登 廁神名」とある。(8)

ジュンサイ……ジュンサイ属の植物 (*Braesenia schreberi*)。中国、日本をはじめ世界中に広く分布し、各地の湖沼などにみられる浮葉性の多年草。葉は楕円形。若い茎先や葉は寒天質につつまれてぬめりがあり、食用とされる。(9)

(玉全解釈) 雪隠へ灰を捨ることなかれ。又用以後、ふたをよくして出てよし。さなき時は、其家貧窮にして有大凶也。雪隠を常々よくそうじをして祭べし。よく福貴をいれる神也。故に俗に云、常に雪隠を

よくそうじをする人、善き子孫有と云。子孫は宝なり。此意を取て云。触犯事なり、祭らざる家は常に災害病難多し。夜九ツ時より常に雪隠へ行べからず。雪隠の神あそぶの事なり。故に此ときに行けば、神をおかすゆへ、祟りあり。かまどのはいを雪隠にすつれば、公事せしうを招く。雪隠に多く虫のわくときは、じゅんさい一把をかはやの中へ入ておけばたちまち虫さるなり。

二. 『周書秘奥營造宅経』宅舎一 後半部解説

(一) 中国民居にみる庁堂と庭院(天井)

『周書秘奥營造宅経』宅舎一では廳(庁)堂と天井について記されていたが、ここでは福建省の民居における「庁堂と庭院(天井)」に関する著述『福建民居』から、このふたつが連関してつくり出す空間構成の特徴を考察する。

庁堂とは民居の公共的な場所である。通常はメインの庁堂(主庁)の他、いくつかの庁堂(側庁、書庁、前庁、後庁)がある。主庁は神を供奉し、祖先を祭祀する場である。加えて客人をもてなし、親しい友人と語らう場でもあり、さまざまな用途に活用されている。通常、庁堂の空間は前方の庭院(俗に天井という)に向けて開け放たれている。一般に、そこには(壁のない)柱廊が設置され、前面にはひさし

の出がある。それにより、庁堂と庭院は内部と外部が相互に通じあう空間を構成し、相互を際立たせる働きをなす。

主たる庁堂は家の主人の社会的地位や財力、文化的教養を示す場でもある。故に庁堂には（それにふさわしい）装飾をほどこすことが重んじられる。福建の民居の庭院は地域の気候の特徴に適應させており、一般に規模が比較的狭小で、俗に「天井」と称される。庭院は周囲の居室への採光、通風の役割をになう。規模の小さい天井式庭院は室内の採光をおさえ、涼気を保つのに有効である。雨水もここに集められ、排水される。庁堂と庭院は相互の特徴を共有し、補完しあう。庭院がたとえ狭小でも、有限な空間である庁堂は庭院とつながることでも外へと延伸するのである。(二)

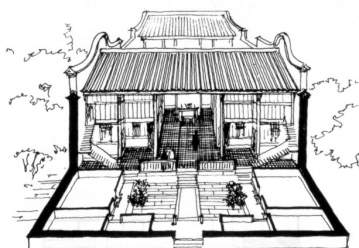


図1 庁堂と庭院（天井）前方は断面



図2 庭院（天井）と廊

図の出典：図1、2とも高鈺明・王乃香・陳瑜『福建民居』（中国建築工業出版社 一九八七）四十四、四十六頁

庭院（天井）は採光、通風、排水といった機能を持つが、庁堂と連関することにより相互に拡張性を有し、整然としたなかにも洗練さを兼ね備えた空間を形成しており、そこには中国人の住まいに対する理念、合理性を追求しつつ美観を重んじる姿勢が示されている。

(二) 竈神の習俗にみる中国民居の暮らし

『周書秘奥營造宅經』宅舎一の後半部には、竈や廁の設置、使用の際の留意点などが記されている。竈には竈神、廁には廁神がいて、それを敬うことの大切さと禁忌とすべき事柄が述べられている。各家庭の生活に密接に関わっていた神であることがうかがえる。ここでは竈神の習俗についてさらに詳しく考察する。

竈神とは中国において古くより信仰された神である。清の『燕京歲時記』祭竈には、十二月二十三日に竈神を宮廷から民間まで広く祭祀されていたことが記されている。「古くは黄羊が用いられ、近頃でも宮廷ではなおこれが用いられると聞くが、民間では用いられない。民間で竈神を祭祀する場合は、ただ南糖、関東糖、糖餅や清水、草豆を供えるのみである。糖は竈神のためであり、清水、草、豆は神馬（おそらく馬の描かれた神像図のことであろう）を祭祀するためのものである。祭が終わったあとは、それをはずし、千張や元宝とともにこれを焚きあ

げる。そして大晦日の接神のときにまたあらたにこれらを掲げ祭る。」「謹んで『日下旧聞考』を勘案するには、京師の竈の祭祀は古くからの習俗により、婦女が祭に係わることを禁じている。祭祀は二十三日に行うけれども、ただ南方各省から移住し寄留している世帯は二十四日に行うのである。」⁽¹²⁾とある。

清の蘇州の歳時風俗を記した『清嘉録』には、「跳竈王」の行事が記されている。これは十二月の初めから二十四日まで行われるもので、乞食集団が竈公、竈婆に扮して各家に行き、門戸で銭をもらう。二十四日には「送竈界」といい、竈の神を送る。これは天にのぼる竈神を送るのであり、(竈神が乗るための)竈馬(紙馬)は門の外で焚送される。そして「接竈」といい、天に昇っていた竈神が家に降りてくるのを迎える行事が行われるが、竈神の紙馬を竈のわきの鍋釜を載せるところにある厨子に安置し、供え物をして祭祀するのである。⁽¹³⁾

竈神と民間の禁忌について、任聘は以下のように述べている。食事とは人々の生活にかかせないものであり、それは「竈(灶)王爺」からの給わりものと考えられている。竈王爺は各家にとどまっていて、家人の一举一動をじっと見ている。竈王爺を祭るときには麦芽糖を供えることがある。これによってしっかりと口を粘着させ、(天帝に告げ口できないようにする)のである。竈王爺が天に行き、玉皇大帝に家人の行いを報告するときにはよい話をさせ、悪い話をさせないように

する。河南省信陽あたりでは大工は竈王爺(姓は張)と竈王婆(姓名は郭丁香)にまつわる物語を歌いながら仕事をするという。また、「女は竈を祭らず」というのは、竈王爺は過去に放縦な暮らしをしており、それを思いおこさぬように気遣ったものともいわれる。⁽¹⁴⁾

人々は竈神を信頼感と親近感を持つて接し、祭祀をしたことがうかがえる。日々の体を養う食をつかさどる竈に神が宿るとし、その竈神と密接に繋がることで、宅の主人、あるいは家人の安寧がもたらされると考えられていたのである。

おわりに

『周書秘奥營造宅経』は、居宅の樓や廳堂、庭軒、房室、門戸、井竈、天井、窓、溝瀆、廁を設置する際の留意点が提示されている。加えてそれらを設置する際の日取りや禁忌、また、廁や竈においてはそこにおおす神々への配慮が記されている。あとに続く「宅舎」では、曆注にもとづく造作などにおける日選びが記されている。つまり、この「宅経」書は居宅の空間構成だけでなく、曆注による居宅における日々の生活の留意が記されているという特徴を持つのである。

注

- (1) 『陽宅十書』訳注Ⅱは『人文学論集』第二十七集、訳注Ⅲは『人文学論集』第二十八集にそれぞれ収録。(水野杏紀・平木康平『陽宅十書』訳注Ⅰ～Ⅲ『人文学論集』第二十六～二十八集 大阪府立大学人文学会 二〇〇八～二〇一〇)
- (2) 前掲『家政学文献集成續編』江戸期Ⅶにも『居家必用事類全集』和刻が収載(影印本)されている。
- (3) 宋、洪邁撰、何卓點校『夷堅志』(中華書局 一九八二)所収。
- (4) 茂木計一郎・稲次敏郎・片山和俊『中国民居の空間を探る』(建築資料研究社 一九九一)二三五頁参照。
- (5) 『叢書集成初編』(中華書局 一九八五)所収。
- (6) 『燕京歲時記』二月 清明
清明即寒食。又曰禁烟節。古人最重之。
又歲時百問云、萬物生長此時、皆清淨明潔、故謂之清明。
- (7) 王雲五主編『叢書集成』(商務印書館 一九三九)所収。
- (8) 『叢書集成初編』(中華書局 一九九二)所収。
- (9) 新訂『牧野和漢藥草大圖鑑』(北隆館 二〇〇二)七七頁参照。
『齊民要術』卷八
入七月盡九月、十月内、不中食。葷有蝸蟲著故也。蟲甚細微與葷一體不可識別。食之損人。
- (11) 高鈺明、王乃香、陳瑜『福建民居』(中国建築工業出版社 一九八七)四三～四六頁参照。
- (12) 『燕京歲時記』十二月 祭竈
二十三日祭竈、古用黃羊。近聞内廷尚用之。民間不見用也。民間祭竈惟用南糖、關東糖、糖餅及清水、草豆而已。糖者所以祀神也。清水、草豆者所以祀神馬也。祭畢之後、將神像揭下、與千張、元寶等一併焚之。至除夕接神時、再行供奉。
謹按日下舊聞考、京師祀竈仍沿舊俗、禁婦女主祭。其祀期用二十三日、惟南省客戶用二十四日。
- (13) 中村喬『清嘉錄』(平凡社 一九八八)二四八～二四九、二六〇～二六六、二八八～二八九頁参照。
- (14) 任聘『民間禁忌』(天津人民出版社 二〇〇四)一八二～一八七頁参照。